

## 目次

解說	1
凡例	19
舉業正式	20
新鐫翰林評選歷科四書伝世輝珍程文	21
墨卷選	35
皇明程墨紀年四科鄉会程墨紀年	41
歷科程墨文室十帙	63
歷科程墨餘選四函	99
当湖陸先生評選先正制義一隅集	112
可儀堂一百二十名家制義	115
明文得	168
欽定四書文	182

## 「解説」

明清時代の科挙における経義（四書義、五経義）の答案の文体として知られるいわゆる八股文は、その弊害たるや秦の焚書に等しい<sup>注1</sup>という顧炎武の激烈な非難がある一方で、奇しくも『焚書』と名付けられた李贄の文集には、天下の至文の一つとして讃える言葉が見える<sup>注2</sup>。論者によって毀誉褒貶の格差の実に甚だしいものがある一方で、この経術に基づく作文が、様式・作風に様々な変化を加えながら、ともかくも四百年以上もの長きにわたって人材銓衡の最も重要な尺度の一つとして採用され続けたのは、少なからぬ欠点を抱えるとはいえ、それでも他の手段に比べれば世道人心を裨益するところが大きい<sup>注3</sup>とみなされ続けたからにはほかあるまい。

八股文に関する研究は、中国の学者のものを中心にかなりの蓄積があると言ってよいが、従来の八股文研究はおおむね清代の八股文を主な対象に据えて行ったものが多く、明代八股文の研究は清代のものに比べると低調であったように思う<sup>注4</sup>。そのため、明代の八股文研究資料についても、これまでさほど注意が払われておらず、国内外の漢籍所蔵機関に眠る明代八股文資料の中に、どういう作家のどういう作品が収録されているのか等ほとんど知られていない。本目録（稿）は、そのような状況に鑑み、明代八股文の作家・作品の概要を通覧できるよう作成したものである。当初構想していた人名・作品名等の索引を附することは種々の事情で果たせなかったものの、今後の明代八股文研究や関連分野の研究の一助にでもなればと思っている。

### 一、八股文の起源

八股文の淵源を巡っては、奇説、珍説とおぼしきものも含めて、これまでに幾多の学説が提示されてきている。だが、定論とみなしてよいような説得力のある説は未だないと言わざるを得ない。盧前氏は、この問題をめぐって、

その淵源を考えて、唐の帖括から出たと言う者もいれば、宋の経義から出たと言う者もいる。ある者は王安石が創始したと言い、ある者は張才叔から始まったと言う。要するに、帖括と経義の変体であって、八股文の体裁を整えるようになったのは、明の成化の時代からである。諸家の緒論によって、それが考察できる。<sup>注5</sup>

注1 『日知録』卷十六「擬題」 故愚以爲、八股之害等於焚書。……

注2 『焚書』卷三「童心説」……爲今之舉子業、大賢言聖人之道、皆古今至文。……

注3 『寧經室續集』卷三「四書文話序」……中等之人最多、若以四書文囿之、則聰明不暇旁涉、才力限於功令、平日所誦習、惟程朱之説、少壯所揣摩、皆道理之文、所以篤謹自守、潛移默化、有補於世道人心者甚多、勝於詩賦遠矣。

注4 もっとも、近年は明代の八股文を専門に取り上げた研究もかなり増えてきていることについては後述する。

注5 考其淵源、有謂出於唐之帖括、有謂出於宋之經義、或云創自王安石、或云昉乎張才叔。要之、爲帖括經義之變體、若具體之八股文、則始於明成化之世。諸家緒論、可考覽焉。

と述べ<sup>1</sup>て、『学海堂集』巻八<sup>2</sup>に見られる、学海堂弟子侯康、鄭灝若、梁傑、周以清らが各自撰した「四書文源流考」をはじめ諸家の学説を引用している。盧氏の見解は淵源の問題に深く立ち入ることを避けているようにも見えるが、金克木氏も言うように、もしも八股文の淵源を詳細に探究すれば、結局あらゆる漢文の文体の伝統に行き着くかの如き感もある<sup>3</sup>ことからして、現時点ではこういう概括的なまとめ方をしておくのが最も穏当であると思われる。

ちなみに、これまでに八股文の淵源について考察を行った諸家の学説については、李光摩氏が、「一、源于唐代墨義説」「二、源于經義説」「三、源于詩帖詩」「四、源于律賦説」「五、源于駢文説」「六、源于古文説」「七、源于論体説」「八、源于經典注疏説」「九、源于戯曲説」「十、源于平話説」という十種に分類した上で、各論者の主張の概略を紹介している<sup>4</sup>が、淵源をめぐる議論の百家争鳴ぶりは、八股文の起源を考究することの困難さを物語っているとも言えよう。

## 二、八股文の確立時期

起源と同様、その確立時期についてもいまだ定論はない。ただ、明代における經義の文体としてその体裁が整ったのは成化年間（1465～1487）頃であるとみなす論者は多い。しかるに、なぜその確立時期が、經義の実施が定められた洪武年間（1369～1398）、あるいは「三大全」の編纂によって經義が基づくべき解釈が定まった永樂年間（1403～1424）ではなく成化年間なのであろうか。そこで、ここでは成化年間とする根拠がどこにあるのか考察してみたい。

梁章鉅は『制義叢話』において、八股文の各種選本は劉基の「敬事而信」の文章を明一代の制義の祖としているが、これは明初の制義の文章中でとりわけ優れたものではあるが、結局のところまだ精緻なものではない<sup>5</sup>と述べ、劉基のその文章は敢えて引かず、洪武十八年（1385）科の黄子澄の「天下有道～自天子出」を全文引いている。ここに言う劉基の「敬事而信」の文章を載録した選本自体は未見であるが<sup>6</sup>、そもそも劉基が明代制義の祖に祭り上げられているのは、例えば、『明史』巻七十「選舉二」が、八股文の創始者と

注1 『八股文小史』（商務印書館 1937）第一章「帖括經義之変体」参照。

注2 『学海堂集』巻八には、鄭灝若、梁傑、楊懋建、周以清、侯康の五名による「四書文源流考」各一篇、計五篇が収載されている。また、それに続いて阮元撰「四書文話序」という文章も附録されている。阮元の序文の内容から考えるに、学海堂では『四書文話』と題する書物を出版する準備がほぼ整っていたようであるが、結局のところ刊行されなかったようである。四書文すなわち八股文の歴史について考察する上で、『四書文話』の未刊行はもとより残念なことではあるが、ただ、その事業の副産物と思われる「四書文源流考」は、八股文の淵源について知る上で非常に有益な資料であると言える。因みに、梁章鉅撰『制義叢話』には、未完の『四書文話』の内容も取り込んでいるという。

注3 『説八股』（中華書局 2000 新版）75 頁参照。

注4 『明代八股文形態研究』（中山大学博士論文 2004）附録一「八股文研究概述」参照。

注5 『制義叢話』巻四「章鉅案各選本、多持劉文成公敬事而信題文、爲有明一代制義之祖。然是初體之尤者、其提一機字、以爲敬之原、襍一勢字、以爲信之影、究未精的。」

注6 田啓霖氏『八股文觀止』（海南出版社 1994）に引くが、この書物は、典拠を明示していない。

して明の太祖と劉基を挙げる説<sup>註1</sup>に基づくものであろう。だが、そもそも『明史』の記述自体何を根拠にしているのか定かではないこともあって、劉基を開祖とする説を否定する論者が多い。

では、梁章鉅が全文を引用している黄子澄の「天下有道～自天子出」の文章はどうであろうか。これについては、我が国における八股文研究の先駆者である鈴木虎雄氏は「此文に至りて股文は完全なる形体を具へたり。永樂以後に至りては言を待たざるなり。」<sup>註2</sup>と言い、この黄子澄の文章が真作であるとするれば、八股文の成立は洪武年間と考えるべきであるとしている。一方、横田輝俊氏はこの文章について、「八股文としての股の排列は整ってはいないが、句法は八股文独自の対偶を用いている。その股の排列（股法）が整うのは、日知録に指摘する如く成化以後のことである。」と述べており、八股文の文体の確立は成化年間以降のこととしている<sup>註3</sup>。

ところで、この横田氏のみならず、従来の八股文研究者の大部分はその確立時期を成化年間とみなしているわけであるが、その最も有力な論拠として絶えず引用されてきたのは、周知の如く顧炎武の次の指摘である。

經義の文章を世俗で八股と呼ぶようになったのは、思うに成化年間以後のことである。股とは対偶の名である。天順年間以前には、經義の文章は、伝注を敷衍するにすぎず、対偶[を使う]ものもあれば散文のものもあり、当初は程式など無かった。[出題においては]単句題も非常に少なかった。……<sup>註4</sup>

顧炎武は、八股文という名称が定着するのは成化年間以降であり、天順年間（1457～64）以前には程式すら無かったというのである。確かに、明一代の經義の規程を定めた洪武十七年（1384）の「科挙成式」において、經義の文章は、

第一場では「四書義」を三題試験する。各題とも二百字以上とする。「五經義」は四題で、各題とも三百字以上とする。<sup>註5</sup>

というのが基本であって、管見の限りでは、これ以降もいわゆる八股文の程式を定めた法令が出された形跡はない。ところが、これは天順年間以前に限ったことではなく、成化年間以降も同様であって、残されている資料から推測する限り、明代を通じて八股文の程式化はある時期に法令による通達を以て正式に行われたわけではないのである。

八股文の確立期を成化年間頃とみなす論者の有力な根拠のもう一つは、清の乾隆年間（1736～1795）に勅命により方苞らが編纂した『欽定四書文』の存在である。該書は、明代の八股文を成化・弘治、正徳・嘉靖、隆慶・万曆、天啓・崇禎の四期に分類しているので、これによって明代の八股文の確立期を成化年間頃と見なすのである。しかしながら、

注1 科目者、沿唐宋之舊、而稍變。其試士之法、專取四子書、及易書詩春秋禮記五經、命題試士。蓋太祖與劉基所定。其文略仿宋經義、然代古人語氣為之、體用排偶、謂之八股、通謂之制義。

注2 鈴木虎雄「股文比法の前駁」（『支那学』第4巻1号1926）36頁参照。

注3 「明代の古文と八股文」（『広島大学文学部紀要』第36号1976）

注4 『日知録』卷十六「試文格式」經義之文、流俗謂之八股。蓋始於成化以後。股者對偶之名也。天順以前、經義之文、不過敷演傳注、或對或散、初無程式。其單句題亦甚少。……

注5 『[萬曆]大明會典』卷七十七「學校二・科舉」[洪武]十七年、頒行科舉成式。……八月初九日第一場、試四書義三道、每道二百字以上。經義四道、每道三百字以上。……

『欽定四書文』に載録する文章のうち年代が判明するもので最も古いものは、永樂七年(1409)会試の第二名楊慈(字は恵叔、莆田の人)が書いたとされる「武王纘大王～子孫保之」(『中庸』第十八章)の一節題についての文章である。また、これについて古いのものとして、宣徳十年(1435)順天郷試の「君子賢其賢～利其利」(『大学』伝三章)の二句題について李時勉(名は懋、時勉は字、安福の人、永樂二年進士)が書いたとされる文章もある<sup>注1</sup>。そして、これらの他にも年代がはっきりとわかるもの、おおよその年代が推測できるものを併せると、天順年間以前の作と思われる文章が若干とはいえ含まれている。もともと、それらは数がそれほど多くない上、それらが収録された理由も八股文の秀作としてよりも明代初期の経義の文体を知るための資料という側面が大きい<sup>注2</sup>のも事実であろう。とはいえ、そもそも「凡例」においても、「成化・弘治以前の文章を一集となし云々」<sup>注3</sup>とやっているように、<sup>注4</sup>『化治四書文』の収録作品の制作年代を、成化年間と弘治年間に限ることができないのは明らかな事実である。

ちなみに、孫維祺撰『明文得』(四庫禁燬書叢刊所収)は、明の経義の文章を唐詩の時代区分にならって「初集」「盛集」「中集」「晩集」の四期に分けており、「初集」には洪武年間から天順年間、「盛集」には成化年間から嘉靖年間、「中集」には隆慶年間から万暦年間、「晩集」には天啓年間から崇禎年間の作品を収めているが、このうち「初集」に載録された作品はわずか十篇に過ぎない。このように「初集」の収録作品が少ないのは、洪武年間から天順年間の時期の経義の文章には、いわゆる八股文の文体で書かれたものが少ないため収録しなかったという見方も勿論できるであろう。しかしながら、より現実的な事情として、そもそも成化年間より前の経義の文章で清初の時期に伝存したであろうものはごくわずかにすぎず、制作時期や作者名が判明しているものに至ってはなおさら少なく、多数の作品を収録しようにもできなかつたであろうと思われるのである。『欽定四書文』の撰者である方苞らが明初の四書文をまとめて『化治四書文』としたのは、この中に収める大部分の文章の制作年代が成化・弘治年間であることから便宜的に名付けたに過ぎない。

以上のように見てくると、八股文の程式が成化年間頃に確立したとする説については、格別明確な根拠を提示して証明できるわけではないのである。

### 三、明代における八股文の確立者

八股文の確立期を成化年間頃とみなすさらなる論拠の一つとして従来からよく言及されるのは、八股文の確立者としての王鏊(字は濟之、呉県の人、成化十一年会元)の存在である。

注1 高世用(伝未詳)の作という説もある。この問題については、後述するように試録の程文の作者の問題がある。なお、拙論「明代の「登科録」について」(『福岡教育大学紀要』第54号 2005)参照。

注2 例えば、『欽定化治四書文』は、楊慈の文章について、「此明文始基一代作者、正變源流之法、靡不包孕。其文炳蔚、確有開國氣象。士人窮探經史、非僅取其詞與法、爲時文之用而已。然觀制義初體如是、亦可知根茂、實遂之不可誣也。」と言い、李時勉の文章については、「前輩用經語、能與題義切比、故若自己出。錄之以存制義初範。」と言う。

注3 ……謹分化治以上爲一集。……

注4 また、「凡例」には、「故化治以前、擇其簡要親切、稍有精彩者、其直寫傳註寥寥數語、及對比改換字面、而意義無別者不與焉。……」とも言う。

例えば、明人の李樂（字は彦和、号は臨川、帰安の人、隆慶戊辰進士）は次のように言っている。本朝の挙業の文章は、永樂年間から天順年間にかけては佳作がない。しかるに、最初にそれを切り開いた功績者としては、文恪公王鏊をこそ正宗とみなそう。……文恪公の「周公は夷狄を兼り、猛獸を駆りて、百姓寧らかなり」（『孟子』滕文公下）という会試の文章は何という気品、何とよく練られたものであろう。必ずや百世不磨〔の作品〕である。<sup>注1</sup>これは八股文の確立者を王鏊だとはっきり指摘しているわけではないものの、明代の制義の文章の「開創首功」を王鏊に見ているのである。一方、俞長城は、

制義に王守溪がいるのは、史書に司馬遷がおり、詩に杜甫がおり、書法に王羲之がいるようなもので、百世を経ても並ぶ者のない存在である。彼より先には〔制義の〕気風はまだ開けていなかったが、守溪〔の制義〕は全ての気風を備えている。彼より後には〔制義の〕時流はしばしば変化するが、守溪〔の制義〕は全てを包摂している。〔制義の〕理は守溪に至って充実し、気は守溪に至って伸びやかとなり、神は守溪に至って完全となり、法は守溪に至って備わった。<sup>注2</sup>

と述べ、王鏊こそが明代制義の集大成者であると主張している。

それでは、彼の文章は明代における制義の文章の模範となるようなものであり、彼は制義すなわち八股文の確立者といってよい人物なのであろうか。

王守仁（字は伯安、号は陽明、弘治十二年進士）が撰した王鏊の伝記には、彼の科挙にまつわる逸話として、次のようなことを伝えている。

……〔王鏊は〕成化十年応天府郷試で解元となった。主考官はその文章を賞賛して、蘇軾の流儀であると言った。彼の「論」と「策」の文章は、「郷試録」に一字も変更せずに載録された。<sup>注3</sup>

いまここで問題にしたいのは、郷試では第二場の論題と第三場の策題の文章が一字も修正されずに「郷試録」に収録されたという事実ではない。興味深いのは、王守仁が王鏊の経義の文章の評価には全く触れていない点である。例えば、この科の王鏊の制義の一つ「武王纘大王～及士庶人」（『中庸』第十八章）などは、『欽定四書文』をはじめ多くの撰集に収められており、いわゆる八股文とは言い難いものの、それでも制義の模範として成化年間以降士人達の賞賛をすこぶる集めた文章にほかならない。それにも関わらず、王守仁が言及するのは、「論」と「策」が主考官に絶賛されたという事実のみなのである。

この翌年の会試においては、王鏊は会元すなわち首席で及第を果たしており、その会試の記録である『成化十一年会試録』（北京図書館古籍珍本叢刊所収）に収められた程文（模範答案）を見ると、彼の文章は全部で五篇採られている。すなわち、第一場の「四書義」一篇、「五経（『詩経』）義」一篇、第二場の「表」、第三場の「策」二篇である。このうち、いわ

注1 『見聞雜記』卷五「本朝舉業文字、自永樂天順間、非無佳作。然開創首功、惟文恪王鏊爲正宗。……文恪周公兼夷狄驅猛獸而百姓寧會試文字、何等氣格、何等精練、當百世不磨。」

注2 『可儀堂一百二十名家制義』卷四「題王守溪稿」制義之有守溪、猶史之有龍門、詩之有少陵、書法之有右軍、更百世而莫並者也。前此風會未開、守溪無所不有。後此時流屢變、守溪無所不包。理至守溪而實、氣至守溪而舒、神至守溪而完、法至守溪而備。

注3 『王文成公全書』卷二十五「太傅王文恪公傳」……成化甲午應天郷試第一、主司異其文曰、蘇子瞻之流也。錄其論策、不易一字。

ゆる八股文の文体が用いられるのは「四書義」と「五經義」の文章であるが、「五經義」についてはここでは触れない。

さて、この会試における「四書義」全三題のうち、程文に擬せられた王鏊の文章は、先に引用した李樂の言にいう「周公兼夷狄、驅猛獸而百姓寧」の答案、すなわち第一場の「四書義」の第三題に対して書いた王鏊の文章である。ちなみに、「会試録」に収められた程文の署名は王鏊であるが、各種八股文の撰集を見る限り、実際の作者は副主考官の丘濬（字は仲深、瓊山の人、景泰五年進士）であると考えてよさそうである<sup>注1</sup>。『欽定四書文』には丘濬が代作した程文と王鏊の原作すなわち墨卷の両者を収録した上で、前者の評語に、

この程文と墨卷は、ともに經義の文章の全盛期〔を飾る作品〕である。<sup>注2</sup>

と言っているように、後世この両篇は模範的な制義として高く評価されている。『欽定四書文』では、このように丘濬の程文の評語において、丘濬の文章と王鏊の文章とをともに称揚する一方で、王鏊の文章の評語においてはさらに、

重厚で深みがあり澄んで穏やかである。技法が整い用語も備わっている。墨義の巧みさでは、三百年來〔王鏊に〕並ぶ者はいない。<sup>注3</sup>

と、最高の賛辞を与えている。また、先引の李樂の言葉を見ても、王鏊のこの文章に対する評価は極めて高いものがあつた。ところが、『成化十一年会試録』の程文として天下に示されたのは丘濬の文章であり、結局のところ、会試の後で模範的な文章として人々からまず注目されたのは、丘濬の文章であつたと思われる。勿論、会元の王鏊の文章も優れた制義として評価されたであろうが、当時の受験生達への影響力という点からすると、丘濬の文章の方が上だつたはずである。

管見による限りでは、王鏊が会元になつたのはその「四書義」「五經義」が考官等に絶賛されたからであるという同時代人の記録は未見であり、従つて、彼の登場がただちに制義の名手の登場として当時の人々に認識されたかどうかつまびらかにし得ないのである。また、彼の別集『震沢集』やその他の著作に彼自身の制義の文章が収められていないのはもとより、いわゆる八股文の作法に言及した言葉も見い出せない<sup>注4</sup>。

しかしながら、『明史』卷百八十一の王鏊の本伝には、

……若い頃から「制挙の義」に習熟し、〔及第の〕後にはしばしば郷試の主考官を務め、〔その手になる〕程文は一代に冠たるものであつた。士を取る際には經術を尊び、人を驚かすような〔奇矯な文章を書く〕者はすべてしりぞけた。弘治、正徳年間には、そのため文体が一変した。<sup>注5</sup>

と言っており、若い頃から「制挙の義」すなわち經義が得意であつたという指摘も確かに

注1 他の二題についても、程文は全て丘濬の手に係る可能性が高い。第一題は『皇明歴科程墨名山業』（尊經閣文庫蔵）には丘濬作として収められており、また、第二題については俞長城撰『可儀堂一百二十名家制義』（内閣文庫蔵）に丘濬の作として収めている。

注2 此程與元墨、並制科文之極盛也。

注3 渾厚清和、法足辭備、墨義之工、三百年來無能抗者。

注4 この問題と関連して、劉祥光氏「時文稿：科挙時代的考生必読」（『近代中国史研究通訊』第22期 1996）55頁参照。

注5 ……少善制舉義、後數典鄉試、程文魁一代。取士尚經術、險詭者一切屏去。弘正間、文体爲一變。

見られるのである。だが、この『明史』の記述は、制義の名手としての王鏊の名声が高まった明末以降の評価に基づいて記された可能性の方が高いと稿者は考えている。

それでは、王鏊は明代の八股文の確立過程に何ら貢献しなかったのかということもそうとも言い切れない。『明史』に言うように、王鏊は科挙の試験官として衡文の務めを度々果たしているからである。『明史』は郷試のことにしか触れていないが、実際のところ、王鏊は成化二十三年（1487）会試の同考官を手始めに、弘治三年（1490）会試の同考官、弘治五年応天府郷試の主考官、弘治九年会試の副主考官、正徳三年（1508）会試の正主考官を歴任しており<sup>註1</sup>、当然ながら、試験官として多数の経義の程文を書いたはずである。実際、王鏊の作として伝存する「四書義」の程文は少なくない<sup>註2</sup>。恐らく、それらの程文は、当時において受験生達の多大な関心を集めたことは想像に難くない。

とはいえ、不思議なのは、明代の八股文の成立時期を成化年間頃とみなす学説に有力な根拠を与えている人物である顧炎武は、後述するように、まさに王鏊が考試官として衡文に権威を振るった時期である成化二十三年（1487）と弘治九年（1496）の程文を八股文の典型として取り上げておきながら、王鏊に対してはその功績を評価していないだけでなく、その名前にすら触れていないのである。もっとも、顧炎武はあくまでも典型的な八股文例を提示するのが目的で、八股文の傑作を示そうとしたわけではないという考え方もできないことはない。ただ仮にそうだとした場合、少なくとも王鏊が八股文の確立者であるか、その成立に深く関与していることが事実であれば、何らかの言及があってもよさそうなものではなからうか。

#### 四、八股文とはいかなる文章か

では、そもそも成化年間頃に様式が確立したという八股文とはどのような文章であろうか。実はこの問題について考察する際にも基礎資料となるのは、やはり顧炎武の指摘である。先に第二節で引用した文章の後続部分において顧炎武は、成化二十三年会試の程文と弘治九年会試の程文を具体例に取り上げて、八股文の基本構造を解説している。その説明は次の通りである。

成化二十三年会試の「天を楽しむ者は天下を保つ」（『孟子』梁惠王下）の文は、「起講」でまず三句を提示し、すぐに「楽天」を議論した「四股」、間に「過接」四句はさんで、また「保天下」を議論した「四股」、さらに「収（小結）」<sup>註3</sup>が四句、そして「大結」となっている。弘治九年会試の「難を君に責むるを之を恭と謂う」（『孟子』離婁下）の文は、「起講」でまず三句を提示し、すぐに「責難於君」を議論した「四股」、間に「過接」

注1 Benjamin A. Elman 氏 *A Cultural History of Civil Examinations in Late Imperial China* (University of California Press 2000) 第7章 The Cultural Scope of Civil Examinations and the Eight-Legged Essay among Elites (387頁) を参照。

注2 弘治五年応天郷試の三篇の程文全て、すなわち「邦有道危言危行」、「郊社之禮～示諸掌乎」、「恭敬者幣之末將者也」、弘治九年会試の一篇、すなわち「百姓足君孰與不足」、正徳三年会試の二篇、すなわち「斯民也～直道而行也」、「百世以俟聖人而不感知人也」等である。

注3 「収」というのは八股文の構成要素の呼称ではなく、この部分は「[小結]四句で収める」と解釈すべきなのかも知れないが、とりあえずこうしておく。



二句はさんで、また「謂之恭」を議論した「四股」、さらに「収（小結）」が二句、そして「大結」となっている。<sup>注1</sup>

このように二篇の作品を例に取り上げて、「起講」、「股」、「過接」、「収（小結）」、「大結」などについて具体的な説明をしたあと、さらに次のように説明を続けている。

始まりの二句、あるいは三四句を「破題」という。おおむね対句が多い。これは宋人から伝わった格式である。下にその（破題の）内容を説明して、四五句を作る。これを「承題」という。その後で、夫子【原注：曾子、子思、孟子もみな同様である。】が何故にこの言葉を発したかについて述べる。これを「原起」という。[ただし] 万暦年間になって、「破題」は二句のみ、「承題」は三句のみとなり、「原起」は用いられなくなった。篇末で聖人の言葉を敷衍し、[それが] 終わると自己の見解によって[しめくくる]。数十字のこともあれば、百字余りのこともある。これを「大結」という。明初の制度では、本朝の時事に言及することも出来たが、後には法令がますます細かくなり、[時事に] 借りて自己宣伝する者が出るのを恐れて、ただ前代のことを語るのを許すのみとなり、本朝のことには言及しないこととなった。万暦年間になると、「大結」はただ三四句のみとなった。<sup>注2</sup>

ところで、この顧炎武の説明は、八股文の成立を考察した研究者で言及しない者がいないほど有名なものである。しかしながら、顧炎武のこの説明だけから該当する程文を探し出すのが極めて難しいこともあって、実際にこの両篇の文章を取り上げて言及した研究はこれまでにほとんどない<sup>注3</sup>。従って、ここでは煩をいとわず敢えて両篇とも顧炎武の説明に従って全文掲げることとしたい<sup>注4</sup>。まず、成化二十三年の方は、以下の通りである。

### 樂天者保天下【題目】

所存者出於自然、

所保者極於無外、此仁人然也。【破題】

蓋仁人所存、以天下爲度者也。樂天、則所存出於自然矣。其所保之氣象、豈不至大而無

注1 成化二十三年會試、樂天者保天下文、起講先提三句、即講樂天四股。中間過接四句、復講保天下四股、復収四句。再作大結。弘治九年會試、責難於君謂之恭文、起講先提三句、即講責難於君四股、中間過接二句、復講謂之恭四股。復収二句。再作大結。

注2 發端二句、或三四句、謂之破題。大抵對句爲多。此宋人相傳之格。下申其意、作四五句、謂之承題。然後提出夫子【原注：曾子、子思、孟子皆然。】、爲何而發此言、謂之原起。至萬曆中、破止二句、承止三句、不用原起。篇末敷衍聖人言、畢、自據所見、或數十字、或百餘字、謂之大結。明初之制、可及本朝時事、以後功令益密、恐有藉以自衛者、但許言前代、不及本朝。至萬曆中、大結止三四句。

注3 管見による限り、前者は、李氏前掲論文の第二章第二節（40頁）で取り上げられているのみである。八股文の分段については、李氏と本稿とではほぼ相違はないが、李氏が基づいた『可儀堂一百二十名家制義』は「大結」を削除しているため、李氏も「収（小結）」と「大結」の部分で誤っている。一方、後者については、陳東原氏『中国教育史』（台湾商務印書館 1966）第二十一章で取り上げられているのを知るのみである。陳氏は『百二名家制藝集』から採録したという。但し、氏がこの文章を成化十一年會試の際の謝遷の作とするのは誤りである。

注4 『皇明程世録』（南京図書館蔵）所収の『成化二十三年丁未科會試録』『弘治九年丙辰科會試録』による。また両篇ともに『可儀堂一百二十名家制義』及び韓敬撰『歷科程墨文室十帙』（尊経閣文庫蔵）に収録されており、さらに、後者については、『挙業正式』（尊経閣文庫蔵）にも収録されている。

外乎。【承題】

昔孟子因論仁者以大事小爲樂天、而推言及此。【原起】

且天者理而已矣。仁者於此果何如、而謂之樂天耶。【起講】

爲其所當爲而非有所利。而爲一有利之之心、則勉強矣。

行其所當行而非有所畏。而行一有畏之之念、則矯揉矣。【一二股】<sup>註1</sup>

蓋必廓然大公與物而無間、若湯之克仁而懋昭大德是已。

渾然至善與理而相忘、若文王之止仁而勤用明德是已。【三四股】

仁者之樂天如此、則能與天理爲一。而以天下爲度、其氣象又何如其大耶。【過接】

吾見以萬邦爲一家而無遠近之分。其高明廣大、譬如天之無覆幬也。

以萬姓爲一人而無親疎之異。其博厚寬弘、譬如地之無不持載也。【五六股】

故雖未必一一而懷柔之、然凡有茅土者皆在其統御之中。若湯雖七十里之國、萬邦以之而惟懷也。

雖未必一一而撫摩之、然凡有血氣者皆在其範圍之內。若文王雖百里之地、多方自爾而誕受也。【七八股】

其氣象之大如此、可見仁者之樂天、雖天下有、不難保。于交鄰國也、何有哉。【小結】

雖然、交鄰不止於以大事小、而以小事大亦理之所當然也。

但小之事大、迫於勢而不得不然。

非若大之事小、合乎理而出於自然。

此所以有仁智之分、樂天畏天者之別也。

審乎勢而量其力、

識乎時而安其分、則在有國者擇之而已。此孟子告齊王之意也。【大結】

弘治九年の方については、以下の通りである。

**責難於君謂之恭【題目】**

臣之望君也深、則其尊君也大。【破題】

夫君道而至於盡仁、可謂難矣。人臣以是而望于君焉。其尊之也、不亦大哉。【承題】

孟子論治天下之法度、而責其臣者如此。【原起】

意謂君之爲政也有難易。而臣之尊君有大小。人臣以難而責於君。【起講】

蓋必告於內者、不惟其仁心之存而已。必欲吾君擴而充之、使好生之德始於家、而達之於邦國。

陳於前者、不惟其仁聞之達而已。必欲吾君推而行之、使長人之善舉之身、而措之于天下。【一二股】

爲君莫盛于堯也。責吾君以堯之所以爲君者、爲君君不如堯吾愧焉。

治民莫善于舜也。責吾君以舜之所以治民者、治民君不如舜吾恥焉。【三四股】

夫責難于君如此、不謂之恭而何。【過接】

蓋世之事君者、惟欲之徇而不敢拂乎君。貌則恭矣、然其中必有不足與言仁義之心、恭何

注1 八股の部分については、便宜的に一二股、三四股、五六股、七八股と記している。

有乎。

唯令之從、而不敢言其過。外若處矣、然其中必有不足與爲堯舜之心、恭何有乎。【五六股】

今以堯而望君、則君亦堯也。堯之道、光被四表、格于上下。而吾能致君于堯、恭孰有大於此哉。

以舜而望君、則君亦舜也。舜之道、爲法于天下、可傳於後世。而吾能致君于舜、恭孰有加于此哉。【七八股】

由是觀之、則人臣事君之道可知矣。【小結】

抑論之、取其可愛而不取其可畏、庸君之情也。

沮於所畏而趨乎所喜、具臣之心也。

蓋恣肆之于儆戒、有樂與不樂之異、

違拂之于順從、有恭與不恭之殊。

自非聖賢之君、不能擇其所可樂。

而非守道之臣、亦不能盡其所當恭也。是則責難固人臣之恭、而受責又人君之聖。【大結】

ちなみに、前者は、程文の署名は毛理（字は貞甫、号は礪菴、呉県の人）となっているが、実際の作者は、会試の副主考官呉寛（字は原博、号は匏菴、長洲の人、成化八年の会元かつ状元）の作とする説と、正主考官尹直（字は正言、泰和の人、景泰五年進士）の作とする説とがある。他方、後者については、程文の署名は顧璘（字は華玉、号は東橋居士、蘇州の人）となっているが、正主考官謝遷（字は于喬、餘姚の人、成化十一年状元）の作と考えられている<sup>注1</sup>。

ともかく、顧炎武が八股文の典型として例示する文章は以上の通りである。なお、顧炎武が成化年間前後の制義の作品をどのくらいの数見ることが出来たのかはよくわからないが、例えば『欽定化治四書文』に収められた文章の数が全部で五十七篇であることを参考にしてみても、彼が目撃し得たであろう八股文の数がこれら二篇を含めて寥々たる数篇であったとは思えない。そうすると、彼がこれらの文章を例として取り上げたのは明らかに意図的であり、両篇を八股文の典型と見なしているとみてよからう。

## 五、八股文の文体の構成

顧炎武の整理した程式では、成化年間頃に確立した八股文は、「破題」、「承題」、「原起」、「起講」、「四股」、「過接」、「四股」、「収（小結）」、「大結」という構成であったということになる。実はこれは、順治二年（1645）に定められた八股文の助字使用に関わる程式、すなわち、

第一場の「破題」には、「也」「焉」「矣」を用い、「承題」には、「夫」「蓋」「甚」「矣」「乎」「歟」を用い、「起講」には、「意謂」「若曰」「以為」「今夫」を用い、「小結」に

注1 『成化二十三年丁未科会試録』及び『弘治九年丙辰科会試録』では、前者は毛理撰、後者は顧璘撰となっている。だが、前者については、『歴科程墨文室十帙』では尹直撰、『可儀堂一百二十名家制義』では呉寛撰となっている。後者はともに謝遷撰で一致する。

は、「蓋」を用い、「大結」には、「抑」「大抵」「嗟夫」等の字を用いる。七篇ともに同じ。<sup>註1</sup>

といった規程から見て取れる清代初期の八股文の構成とほぼ一致することがわかる。つまり、先に見た顧炎武の説明から、万暦年間(1573~1619)以降は用いられなくなった「原起」、及び前半の四股と後半の四股の連結部にあたる「過接」を除くと、明成化年間頃から清初にかけての頃の八股文の程式の最大公約数的な要素は、「破題」、「承題」、「起講」、股法の部分、「收(小結)」、「大結」であったと考えられるのである<sup>註2</sup>。さらには、康熙年間(1662~1722)に禁止された「大結」<sup>註3</sup>を除外して考えると、この構造は明清期の八股文にほぼ必須の要素とも言える。ちなみに、商衍憲氏は八股文の文体について、「ただその(股法の部分の)前後の破、承、起講、領題、落下等は、なお一定の格式をなしている。」と言っている<sup>註4</sup>。

とはいえ、実際の八股文について見れば、上述の基本的な構成要素に加えて、「入題(領題)」「出題」「過接(過文)」等種々の構成要素が自在に組み込まれることで、より複雑な形式が派生していつているのである。中でもとりわけ差異が際だつのはやはり股法の部分の作法であり、その点からしても、いわゆる八股文の作者にとって股法の部分をいかに工夫して練り上げるかが最大の鍵であったことがわかるのである。

ところで、先に引用した文章において顧炎武は、股法の部分について、「楽天者保天下」の文章では、前半の四股で「楽天」について論じ、「過接」をはさんで後半の四股で「保天下」について論じていること、また、もう一方の「責難於君謂之恭」についても同様に前半の四股で「責難於君」について論じ、「過接」をはさんで後半の四股で「謂之恭」について論じるという構成になっていることを指摘している。つまり、少なくともこの二篇について見れば、後の時代に要求されるような起、承、転、合の構造<sup>註5</sup>を八股の部分に見て取ることは出来ないようである。

なお、八股の作法については、顧炎武はさらに次のようにも説明している。

……それぞれの四股の中では、一つが反であれば一つは正、一つが虚であれば一つは実、一つが浅であれば一つは深となる。[題目が] 兩扇題(対句の構造)であれば、それぞれの扇の中に、各々四股がある。その排列の方法もまた同様である。だから、今の人々に至るまでこれを八股[文]と呼び習わしてきたのである。長題の場合にはこれに拘泥する

注1 『欽定大清會典事例』卷三百四十四「禮部・貢舉・繕卷條規」順治二年定、……又定、頭場破題用也、焉、矣、承題用夫、蓋、甚、矣、乎、歟、起講用意謂、若曰、以爲、今夫、小結用蓋、大結用抑大抵、嗟夫等字、七篇相同。

注2 袁黃撰『游藝塾統文規』(統修四庫全書所収)卷二に収録する「鹿門茅先生論文」「徹弦徐先生論文」の説明もおおむねこれに合致している。

注3 『欽定大清會典事例』卷三百三十二「禮部・貢舉・試藝體裁」康熙十六年議准、鄉會應試諸生文字内、概不許作大結。

注4 『清代科挙考試述録』(生活・読書・新知三聯書店 1958)第七章第二節「八股文之文体」に「惟其前後之破、承、起講、領題、落下等、仍爲一定之格式。」

注5 八股文の股法における起承転合の重要性がいつ頃から説かれるようになったのか未詳であるが、例えば『游藝塾統文規』卷五に引く「了凡袁先生論文」ではこれを説いているので、万暦年間には既に意識されるようになっていたようである。

ことはない。嘉靖年間以後、文体が日々変化したため、儒生に尋ねてみても、誰も八股が何のことなのか知らない。孟子は、「立派な職人が人を教える際には、必ず規矩に基づいてする。」(尽心上篇)と言っているが、今の時文を作る者は、どうして規を裂き矩に背くことばかりするのであろうか。<sup>注1</sup>

八股文の構成要素の中で最も重要な股法の部分について、一篇の八股文中における前半の四股と後半の四股に含まれるそれぞれ二組の対句の構え方は、「一反一正」、「一虚一実」、「一浅一深」というように変化を加える必要があると言うのである。

さらに、注意すべきなのは、いわゆる八股文の程式は通常は単句題、あるいは兩扇題に対する作文に用いるものであり、長題の場合には八股という格式にこだわる必要はないと顧炎武が述べている点である。これについては、第二節に引用した顧炎武の八股文の説明の中においても、「天順年間以前は、単句題が非常に少なかった」と指摘していたことも改めて想起する必要がある<sup>注2</sup>。

そもそも、成化年間頃に八股文が正式に経義の文体として定められた痕跡はなく、したがって経義の作文に八股が必須でない以上、それを敢えて作る必要はなかったはずである。八股文の形式にまとめるのが題意を解き明かす上で効果的であるか否かは題目の種類あるいは内容によって異なっただけである。だから、顧炎武は、単句題、あるいは兩扇題以外の題目に対して無理に八股文を作るのはむしろ規矩に反すると言っているわけである。それではなぜ規矩に反するようなかたちで八股文の形式が一世を風靡するようになり、やがては経義の文体の主流となっていたのであろうか。この問題については、顧炎武が「嘉靖年間以後、文体が日々変化した云々」と指摘している嘉靖年間(1521～1566)前後の制義の変遷や作風の展開過程について詳細に考察を行った上で論ずるべきであり、今後の課題にしたいと思う。

## 六、明代八股文資料について

明代の八股文の研究資料としては、各科の「会試録」「郷試録」に収められた「四書義」と「五経義」の程文がその代表的なものであるが、各種「登科録」については既にその内容について論じたことがある<sup>注3</sup>のでここでは省略する。

注1 ……每四股之中、一反一正、一虚一實、一浅一深。【原注：亦有聯屬二句四句爲對、排比十數對成篇、而不止於八股者。】其兩扇立格【原注：謂題本兩對、文亦兩大對】、則每扇之中、各有四股。其次第之法、亦復如之。故今人相傳、謂之八股。若長題、則不拘此。嘉靖以後、文體日變、而問之儒生、皆不知八股之何謂矣。孟子曰、大匠誨人、必以規矩。今之爲時文者、豈必裂規偏矩矣乎。

注2 ちなみに、李氏前掲論文の第二章第二節～第三節(36～52頁)には、『明文得』所収の単句題の文章を時代ごとに分類して分析した上で、八股文の成立と単句題とに密接な関連性が窺えること、また、まず単句題で発達した「八股格式」が徐々に長句題でも用いられるようになっていったことを指摘して顧炎武の主張を補強している。但し、李氏の指摘する「八股格式」の文章の中には、股法の部分に対句が四組指摘できるというだけのものも含まれるようであり、「八股格式」の定義自体がはっきりしていないように思う。

注3 拙論「明代の「登科録」について」(『福岡教育大学紀要』第54号 2005)。また、「明・張朝瑞撰『皇明貢舉考』の資料価値について」(近刊)参照。

さて、顧炎武は『日知録』卷十六「十八房」で次のように言っている。

楊子常【彝】が言っている、「十八房（会試）の〔制義の〕出版は、万曆二十年科の『鉤玄録』<sup>注1</sup>から始まり、傍らに批点を加えるのは王房仲【士驥】が程文・墨文を選録したのから始まった。四十三年科以降になると、坊刻には四種類がある。程墨と言うのは、郷試・会試の試験官と受験生の文章のことである。房稿と言うのは、十八房進士（会試合格者）の作品である。行巻と言うのは、挙人の作品である。社稿と言うのは、生員の模擬試験の答案である。一科の房稿の刊行となると、数百部に達するが、すべて蘇州・杭州で出版されて、北方の商人が買って行くのである。……<sup>注2</sup>

顧炎武の指摘は民間の書肆が出版した模範答案集全般を指しているもので、その中には「四書義」「五経義」すなわちいわゆる八股文の撰集以外の者も含むであろうが、ともかく大別すれば四種類の模範答案集があったと言うのである。

その内の「程墨」とは、会試と郷試における程文と墨文の撰集のことである。程文とは、明代においては元来「会試録」「郷試録」に採録された最も優秀な受験生の答案のことを意味したが、やがて試験官の代作を試録に掲載するのが通例となると、受験生の書いた答案のことを墨巻と呼んで程文とは区別するようになったとされる<sup>注3</sup>。この「程墨」は、各科の郷試・会試における模範答案を集成したものであるから、特定の科に限らず八股文の秀作を幅広く学ぼうとする者にとって有益であったであろう。なお、本目録（稿）に取り上げた資料の大部分はこの「程墨」である。

二番目の「房稿」は十八房<sup>注4</sup>、すなわち会試の合格者の答案を各経房ごとに集成したものである。この「房稿」については、黄宗羲に関連の指摘があるので、その言葉を以下に引用する。

万曆五年、馮具区（名は夢禎、字は開之、万曆五年会元）は試録に名前が載った名士の文章を集め、全部で二百余篇を印刷して『藝海玄珠』と名づけた。具区は十一年に同考試官となると、『書一房得士録』を印刷した。これが会試答案集の印刷の始まりである。しかしながら、二十年はなお三房を欠いており、二十三年は一房を欠いており、二十六年になってはじめて十八房分がそろった。婁江の王房仲の『閱藝隨録』は、〔八股文の〕選評のはしりであるが、やがて二十九年には数家になった。これ以後、時文は宇宙に充塞し、經史の学は変質して完全に俗学に陥った。<sup>注5</sup>

つまり、「房稿」というのは、会試の十八房ごとに及第者の答案を集めて印刷に付したも

注1 婁堅撰『学古緒言』卷二に、「吳江沈祖均選刻鉤玄録序」がある。

注2 楊子常【原注：彝】曰、十八房之刻自萬曆壬辰鉤玄録始、旁有批點自王房仲【原注：士驥】選程墨始。至乙卯以後、而坊刻有四種。曰程墨、則三場主司及士子之文。曰房稿、則十八房進士之作。曰行巻、則舉人之作。曰社稿、則諸生會課之作。至一科房稿之刻、有數百部、皆出於蘇杭而中原北方之賈人市買以去。……

注3 『日知録』卷十六「程文」参照。

注4 拙論「明代科挙における専経について」（『日本中国学会報』第52集 2000）及び「『礼記』を選んだ人達の事情——明代科挙と礼学」（『福岡教育大学紀要』第50号第1分冊 2001）参照。

注5 『南雷吾悔集』卷二「馮雷僊先生詩經時藝序」萬曆丁丑、馮具区集籍中名士文、彙刻二百餘篇、名藝海玄珠。至癸未、具区爲房考、刻書一房得士録、此京刻之始也。然壬辰尙缺三房、乙未缺一房、至戊戌而十八房始備。婁江王房仲閱藝隨録、此選家之始也。辛丑遂有數家。自是以後、時文充塞宇宙、經史之學折而盡入於俗學矣。

のである。模範的な答案を通時的に集成した「程墨」とは違い、ある科の会試合格者の答案が多数集成されているため、受験生にとっては近科の合格答案の傾向を効率的に探る上で貴重な材料となったはずである。

その他、先の顧炎武の説明では、「行巻」は挙人すなわち郷試合格者の答案集であり、「社稿」は生員すなわち学生の模擬試験の答案集のことであると言っている。「社稿」は学生の習作であるし、「行巻」にしてもせいぜい郷試合格者の答案集であるから、「程墨」や「房稿」ほどに多くの受験生の需要があったとは思えないが、各地方単位での合格答案の傾向を把握する材料となったのであろう。なお、顧炎武がいう「社稿」とは、その呼称からすれば、明末に盛行した生員の結社における八股文の評撰集を指すようにも思えるが、地方儒学に在籍する生員の答案集を広く含むのであれば、内閣文庫に蔵されている『雲間得士録』『兩河觀風録』『婁江課士録』等がこれに当たるものと考えてよからう。

ところで、黄虞稷撰『千頃堂書目』卷三十二「制挙類」の序論には、次のように言っている。

宋の熙寧年間には王安石の〔発案した〕制度を採用して、經義によって士人を試験した。その後は〔經義を〕用いることもあれば用いないこともあった。ただ明朝は〔經義を〕実施して廢することはなく、かくて一代の制度となった。三百年来、士人〔の才能〕をはかたり士人が自ら試してみたもの（試験答案の類）は、雜然として記録するに堪えない。しかしながら、典章制度としてあるものを、捨て置くわけにはいかない。『文献通考』〔卷二百四十九〕が『擢犀〔策〕』『擢象〔策〕』の類を採録しているのに従って、程式の文を二三種載せて、〔明朝〕一代の制度を明らかにする。二三場〔関連〕の著作もここに附録しておく。<sup>注1</sup>

このように述べて、汗牛充棟ただならぬ量の撰集の中から葉盛の『菴竹堂書目』に見える、四書程文二十九卷、易經程文六卷、書經程文六卷、詩經程文六卷、春秋程文二十二卷、禮記程文十卷、論程文十卷、策程文二十卷といった程文八種、

黎淳『國朝試錄』六百四十卷

等のほか、明初の撰集をわずかに数例のみ掲げている。

黄虞稷が「龐雜として録するに勝えず」と言うように、明代に編まれた八股文の撰集は膨大な数にのぼる。黄宗羲編『明文海』卷三百七～三百十三、同補遺には明末の諸家が撰した時文集の序が八十篇以上も収められており、その一端をうかがうことができる。また、梁章鉅撰『制義叢話』には、八股文の原資料も含めて明代の八股文関連資料を多数引用しており<sup>注2</sup>、中には佚書となっているものも少なくない。

そもそも、張秀民氏も言うように<sup>注3</sup>、八股文の撰集というのは元來蔵書家の蒐集対照と

注1 自宋熙寧用荆舒之制、以經義試士、其後或用或否。惟明遵行不廢、遂爲一代之制。三百年来、程士之文與士之自課者、龐雜不勝錄也。然而典制所在、未可廢也。緣通考錄擢犀擢象之類、載程式之文二三種、以見一代之制、而二三場之著亦附見焉。

注2 蔡榮昌氏『制義叢話研究』（中国文化大学博士論文 1987）第六章「關於八股文之文獻」に引用書目がある。

注3 蔵書家向不重視、隨生隨滅、受時代淘汰、現存的專書也、就寥寥無幾了。（『中国印刷史』上海人民 1989 第一章 472頁）

なるようなものではなく、出版された書物の総数からすれば残っているものはごくわずかなのであろうが、それでも明代の八股文の撰集は各地の漢籍所蔵機関にかなりの種類が蔵されている。そのうち、日本の漢籍所蔵機関に蔵される主要な文献については、つとに横田輝俊氏がその概要について紹介している<sup>註1</sup>。

明代八股文の撰集は、清の方苞等が勅命を奉じて撰した『欽定四書文』が『四庫全書』に著録されているので、影印本によって閲覧が割合容易になったほか、近年出版された『四庫禁燬書叢刊』（北京出版社 2000）には『明文得』が収録されており閲覧が可能になった。なお、この『四庫禁燬書叢刊』には『楊維節先生稿』『錢吉士先生全稿』『艾千子先生全稿』『章大力先生全稿』等の明代八股文資料も収録されている。これらのほか、明人の別集の中にも八股文を収めたものはあるが、それほど多くはないようである。

既に触れたことではあるが、明代の八股文資料には「四書義」に関するものと「五経義」に関するものがあるが、本目録（稿）ではもっぱら「四書義」に関するものを取り上げた。これは、現存する資料の数量からも如実にうかがえるように、明代の八股文においては「四書義」の方が重視されていたことを考慮してのことではあるが、決して「五経義」の研究が重要でないと考えてのことではない。

ちなみに、「五経義」に関する八股文資料としては、例えば、『紅雪居精選卯辰科尚書程墨文脈』『新鐫三元彙選歴科易経程墨芳潤評林』『癸酉丁卯科郷試硃卷五経』等が尊経閣文庫に蔵されており、また、蓬左文庫が蔵する『新刻張先生批選四書程墨清商』に附録された『新鐫翰林太史精選皇明歴科詩経』等の資料もある。

## 七、八股文の研究文献について

明代八股文に限定せず、八股文全般について見てみれば、これまでに多くの研究の蓄積がある。稿者が直接確認することが出来た专著は、一般向けの概説書も含め以下のようなものがある。

盧前 『八股文小史』（商務印書館 1937、『盧前文史論稿一冀野文鈔（2）』中華書局 2006に収録）

曾伯華 『八股文研究』（文政出版社 1970）

王凱符 『八股文概説』（中国和平出版社 1991、中華書局 2002 増補版）

啓功ほか 『説八股』（北京師範大学出版社 1992、中華書局 1994、2000 新版）<sup>註2</sup>

鄧雲郷 『清代八股文』（人民大学出版社 1994、河北教育出版社 2004）

田啓霖 『八股文觀止』（海南出版社 1994）

張中行 『閑話八股』（遼寧教育出版社 1998）

徐健順 『名家状元八股文』（光明日報 1999）

鄭健行 『科挙考試文体論稿・律賦与八股文』（台湾書店 1999）

注1 「八股文について」（『広島大学文学部紀要』第24巻3号 1965）但し、中には明らかに八股文の撰集ではないものも含まれている。

注2 北京師範大学出版社版は未見。



劉乾先『中国古代常用文体規範読本 八股文』（吉林人民出版社 2004）

王小洋・孔慶茂『科挙文体研究』（天津古籍出版社 2005）

黄強 『八股文与明清文学論稿』（上海古籍出版社 2005）

龔篤清『明代八股文史探』（湖南人民出版社 2005）

龔篤清『八股文鑑賞』（嶽麓書社 2006）

上記のうち、龔篤清氏の『明代八股文史探』『八股文鑑賞』は、明代の八股文を専門に扱った研究であり、その意味では特色を有すると言える。龔氏は、百明千清齋と号する個人の蔵書楼に二百余种の八股文資料を蔵しているということである。そのうち明代八股文関係の資料は十八種に過ぎないようであるが、それでも個人の蔵書としては出色のものであり、氏はその豊富な蔵書を活用して研究を進めたようである。しかしながら、龔氏の研究は、従来の明代八股文研究の蓄積をあまり重視していないように思われる。

一方、出版はされていないようであるが、台湾や中国では近年八股文を専題とする学位論文が少なからず提出されている。文献の博搜ぶり、研究の精緻化という点で極めて意欲的であると思う。

鄭邦鎮『明代前期八股文形構研究』（台湾大学博士論文 1987）

蔡榮昌『制義叢話研究』（中国文化大学博士論文 1987）

孔慶茂『八股文流派論』（南京師範大学博士論文 1999）

潘峰 『明代八股論評試探』（復旦大学博士論文 2003）

楊波 『八股文専題研究』（南京大学博士論文 2004）

李光摩『明代八股文形態研究』（中山大学博士論文 2004）

さらに、専著ではないが、Benjamin A. Elman 氏の *A Cultural History of Civil Examinations in Late Imperial China* (University of California Press 2000) 第7章 The Cultural Scope of Civil Examinations and the Eight-Legged Essay among Elites は、アメリカにおける八股文研究の状況を知る上で甚だ有益である。

その他、蛇足ながら、八股文研究の基本文献の一つである梁章鉅撰『制義叢話』は、従来より入手しやすいものとして、台湾の広文書局の影印本（1976）があったのに加えて、近年、校点本『制藝叢話 試律叢話』（上海書店 2001）も出版された。また、八股文の解説に少なからぬ頁を割く商衍鑾『清代科挙考試述録』（生活・読書・新知三聯書店 1958）についても校注本『清代科挙考試述録及有関著作』（百花文芸 2004）が出版されている。

さて、日本においても、決して豊富であるとは言えないものの、これまでに以下のような八股文の専門研究が発表されている。

浅井邦昭「方苞の「義法」と八股文批評」（『日本中国学会報』53集 2001）

内田健太「袁宏道における八股文評価の問題」（『東洋古典学研究』12集 2001）

大木康<sup>註1</sup>「明清時代の科挙と文学——八股文をめぐる」(『中国—社会と文化—』第7号 1992)

同 「試験問題で遊ぶ——唐寅「我是箇多愁多病、怎当他傾国傾城貌」(『原文で

注1 大木氏には、『明末のはぐれ知識人——馮夢龍と蘇州文化』（講談社 1995）、『不平の中国文学史』（筑摩書房 1996）、『明末江南の出版文化』（研文出版 2004）の著作があり、八股文の問題が取り上げられている。

- 楽しむ明清文人の小品世界』第一章 中国書店 2006)
- 佐野公治「八股文のメカニズムとその四書学」(『説林』31巻 1983、『四書学史の研究』第七章二「八股文の四書学」 創文社 1988)
- 鈴木虎雄「八股文の沿革及び形式」(『支那文学研究』 弘文堂書房 1925)
- 同 「股文比法の前駆」(『支那学』第4巻1号 1926、『業間録』弘文堂 1928)
- 滝野邦雄「清代八股文の題目について」(『経済理論』310号 2002)
- 同 「清代八股文における破題・承題について」(『経済理論』312号 2003)
- 同 「清代八股文における起講について」(『経済理論』313号 2003)
- 同 「清代八股文における入題について」(『経済理論』316号 2003)
- 同 「清代八股文における八股(提股・出題・中股・後股)と收股について(1)」(『経済理論』326号 2005)
- 同 「清代八股文における八股(提股・出題・中股・後股)と收股について(2)」(『経済理論』327号 2005)
- 同 「清代八股文における八股(提股・出題・中股・後股)と收股について(3)」(『経済理論』328号 2005)
- 同 「清代八股文における八股(提股・出題・中股・後股)と收股について(4)」(『経済理論』329号 2006)
- 同 「清代八股文の精神(1)」(『経済理論』331号 2006)
- 同 「『論語』郷党篇と八股文と」(『中国学の十字路 加地伸行博士古稀記念論集』研文出版 2006)
- 田口一郎「八股文の書式」(『颯風』第37号 2003)
- 横田輝俊「八股文について」(『広島大学文学部紀要』第24巻3号 1965)
- 同 「八股文」(中国文化叢書4『文学概論』大修館書店 1967)
- 同 「明代の古文と八股文」(『広島大学文学部紀要』第36巻 1976、『中国近世評論史』溪水社 1990)

なお、日本人の論文ではないが、日本語で読める八股文概説として、褚斌杰著・福井佳夫訳『中国の文章——ジャンルによる文学史』(汲古書院 2004)第十二章「八股文のジャンル」もある。

上記以外にも、八股文を直接の主題に据えたものではないが、他との関連で言及した研究で管見に及んだものも少なからずあるが、全て割愛する。

## 八、本目録(稿)の内容

本目録(稿)には、以下の十種の八股文の撰集の目録を収録している。影印本の底本以外は、全て日本の漢籍所蔵機関の蔵書である。国内外で閲覧した明代八股文関係の資料はほかにも多数あるが、以下の十種の資料によって、明代の主要な八股文作家の作品は見ることができると考えている。

### 1. 挙業正式六卷、明 撰人未詳、尊経閣文庫蔵

※洪武年間から嘉靖三十二年までの四書文、表、論、策を収録しているが、本目録(稿)には四

書文の部分のみ採録。

2. 新鐫翰林評選歷科四書伝世輝珍程文六卷、明 黃洪憲、陶望齡、湯賓尹、陳懿典、焦竑、朱之蕃同閱、万曆二十五年湯賓尹序、蓬左文庫蔵
3. 墨卷選、明 吳芝撰、天啓二年黃汝亨序、尊經閣文庫蔵
4. 皇明程墨紀年四科郷会程墨紀年、明 周鍾撰、崇禎四年周鍾序、尊經閣文庫蔵
5. 歷科程墨文室十帙、明 韓敬撰、崇禎八年韓敬序、尊經閣文庫蔵
6. 歷科程墨餘選四函、清 徐起鴻撰、順治十年徐起鴻序、尊經閣文庫蔵
7. 当湖陸先生評選先正制義一隅集二卷、清 陸隴其撰、康熙二十四年陸隴其序、雍正十三年蔣恭棐重校、内閣文庫蔵
8. 可儀堂儀一百二十名家制義四十八卷、清 俞長城撰、康熙三十八年張希良序、乾隆三年可儀堂刊、内閣文庫蔵  
※清人の作も含む。
9. 明文得不分卷、清 孫維祺撰、康熙四十七年金陵兩衡堂刊本、康熙四十七年孫維祺序、北京師範大学図書館蔵、四庫禁燬書叢刊經部第十冊所収影印本
10. 欽定四書文四十一卷、清 方苞等奉勅撰、四庫全書集部総集類所収、台湾商務印書館影印本第一四五一冊  
※清人の作も含む。

最後に、貴重な資料の閲覧を許可して下さった各機関に謹んで感謝申し上げたい。